

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和8年5月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20260512	株式会社 357観光(法人番号6010801033365) 代表者 呂 勇志	東京都大田区 西糞谷3-28 -12 1F	本社営業所	東京都大田区 西糞谷3丁目2 8-12 クレストオクト1F	輸送施設の使用停止(20日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和7年8月6日及び令和7年8月19日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)	2	2
20260513	陽東タクシー 株式会社(法人番号1060001004621) 代表者 大久保 鋭江	栃木県宇都宮市石井町字雷神北2723番地2号	本社営業所	栃木県宇都宮市石井町字雷神北2723番地2号	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和8年3月12日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反(運輸規則第39条)、(3)指導主任者の転任・退任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第4号)	0	0
20260526	株式会社 SmartShuttle(法人番号4010001241828) 代表者 高原 幸一郎	東京都中央区 日本橋富沢町9番4号	株式会社 SmartShuttle 葛飾区営業所	東京都葛飾区 小菅2丁目21-18アビタシオン堀切402	輸送施設の使用停止(40日車)	道路運送法第9条の3第1項	令和7年5月16日及び令和7年6月26日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金認可違反(道路運送法(以下、運送法)第9条の3第1項)、(2)営業区域外運送違反(運送法第20条)、(3)業務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)、(4)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)	4	4

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)